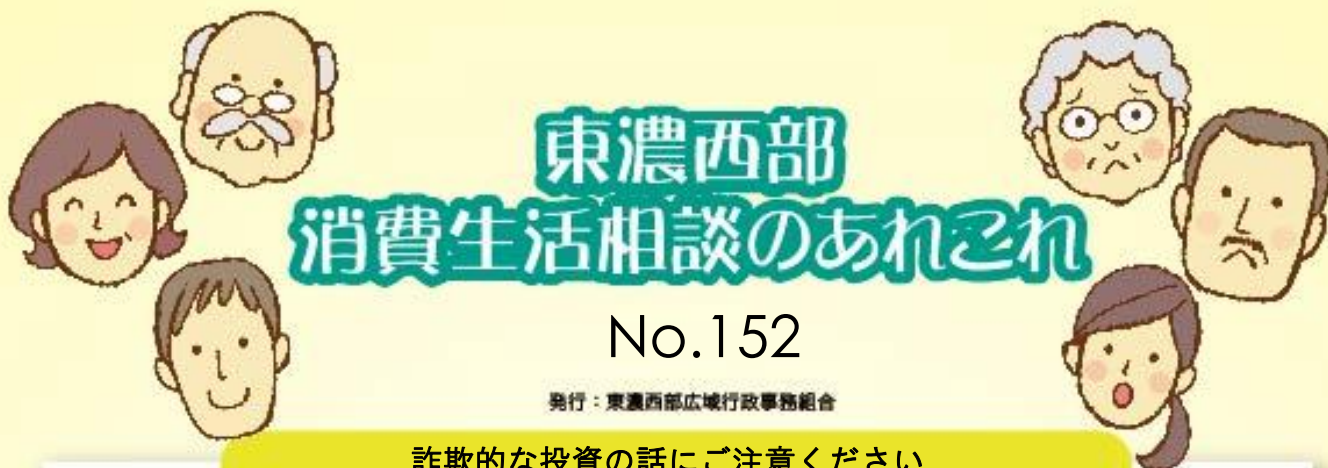




詐欺的な投資の話にご注意ください

投資は取引内容を十分理解したうえで行うことが大切です。儲け話を個人やグループから誘われて、内容を理解せずに投資することは危険です。投資に対する見識がないまま取引しないようにしましょう。

◆「未公開株」 ◆「社債」 ◆「ファンド(集団投資スキーム)」

これらの投資は、法令により、金融庁の登録を受けた事業者が投資家に対して出資の勧誘を行えます。それ以外の者が取引の勧誘や販売を行うことは法令違反です。取引はしないようにしましょう。

毎月高配当金がもらえるという投資商品を知人から紹介されて、それに投資した人たちが、最初はもらえていた配当金がもらえなくなり、返金もされないトラブルが発生しています。このような投資話や SNS をきっかけとした投資話の裏には、詐欺的な勧誘や販売の可能性がありま。注意しましょう。



こんな相談ありました



パソコンの展示販売会を半日開催する予告チラシを見た。チラシには中古品だけでなく、新品も安く販売すると表示していたので、会場へ見に行ったところ、ついノートパソコンを衝動買いしてしまった。よく考えるとパソコンは普段あまり使わないと思い、返品しようと販売業者に電話した。しかし、返品は不可で、購入時に渡した領収書にも書いてあると言われた。なんとか返品できないだろうか

1 日限りの展示販売会は訪問販売にあたる可能性があります。販売者は契約書面を交付して契約解除に関する説明を行う必要があります。その契約書面交付から 8 日以内であればクーリング・オフができます。販売者から契約書面をもらっていないければ、8 日を過ぎてもクーリング・オフができる可能性があります。

5 月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	19 件
訪問販売	5 件
訪問購入	0 件
通信販売	35 件
連鎖販売	3 件
電話勧誘	3 件
送り付け商法	0 件
無店舗販売	0 件
不明・無関係	8 件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時 間／ 10:00 ～ 16:00

相 談／原則予約制

相談料／無料

予 約／相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課／ 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 市民協働課／ 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課／ 54 - 1111

E-mail 相談／ kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業